

役員退職金支給内規

制定 昭和 52 年 3 月 12 日
改正 昭和 57 年 8 月 23 日
改正 平成 9 年 12 月 18 日
改正 平成 11 年 3 月 17 日
改正 平成 14 年 3 月 20 日
改正 平成 15 年 3 月 18 日

第 1 条 この内規は、栃木県信用保証協会の役員の退職金について定める。

第 2 条 役員が退職したときは、下記の退職金を支給する。

- (1) 非常勤理事・非常勤監事 20 千円 × 在職年数
- (2) 常勤役員 報酬月額 × 在職年数

2 前項第 2 号に規定する常勤役員のうち、栃木県職員として、又は栃木県を退職して就任した者については、前項の退職金は支給しない。

3 第 1 項第 2 号に規定する常勤役員のうち、栃木県信用保証協会を満 60 歳に達した日の属する年度末以前に就任し、満 60 歳に達した日以後の直近の 3 月 31 日の属する年の 4 月 1 日以後も在職する者については、満 60 歳に達した日の属する年度末を以って退任したものとみなして退職金を支給する。

この場合において、満 60 歳に達した日以後の直近の 4 月 1 日以後も引き続き在職したものについては、当該 4 月 1 日を以って再就任したものとみなし、退任の日までの退職金を支給する。

第 3 条 第 2 条に定める在職年数は、就任の日から退任の日までの在職月数を 12 月で除して算出することとし、少数位 3 位未満の端数は 4 捨 5 入するものとする。

第 4 条 算出した退職金に 100 円未満の端数があるときは 100 円に切り上げる。

附 則

この内規は、昭和 52 年 3 月 12 日から実施する。

附 則 (昭和 57 年 8 月 23 日改正)

この内規は、昭和 57 年 8 月 23 日から実施し、昭和 57 年度支給分から適用する。

附 則 (平成 9 年 12 月 18 日改正)

1 この内規は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

- 2 この内規の適用前に、栃木県を退職し就任した役員については、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月17日改正）

- 1 この内規は、平成11年3月31日から実施する。
- 2 この内規の適用前に、栃木県職員として又は栃木県を退職し就任した役員については、平成11年3月31日に退職したものとみなし、第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例により退職金を支給する。

附 則

- 1 この内規は、平成15年4月1日から実施する。
- 2 この内規の適用前に在職する非常勤役員については、改正前の制度との整合性を図るため、平成15年3月31日に退職したものとみなし、改正前の規程に基づき平成15年3月31日をもって清算する。